

平成 2 7 年 5 月 1 2 日

平成 2 7 年第 2 回 岬町 議会 臨時会

第 1 日 会議録

平成27年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成27年5月12日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1番 坂原正勝  | 2番 辻下正純   | 3番 和田勝弘  |
| 5番 道工晴久  | 6番 松尾匡    | 7番 反保多喜男 |
| 8番 田島乾正  | 9番 奥野学    | 10番 出口実  |
| 11番 竹原伸晃 | 12番 小川日出夫 | 13番 中原晶  |

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

|                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 町 長 田代 堯                 | 水道事業理事 鶴久森 敦         |
|                          | 総務部理事兼               |
| 副 町 長 中口守可               | 財政改革部理事兼 岸野行男        |
|                          | まちづくり戦略室理事           |
| 教 育 長 笠間光弘               | しあわせ創造部理事 串山京子       |
| まちづくり戦略室長<br>兼町長公室長 保井太郎 | 都市整備部理事 家永 淳         |
| 総 務 部 長 古谷 清             | 都市整備部理事 早野清隆         |
| 財政改革部長 四至本直秀             | 都市整備部理事 河合敦己         |
| しあわせ創造部長 古橋重和            | 税務課長兼<br>行革推進課長 澤 憲一 |

都市整備部長 木 下 研 一

教 育 次 長 廣 田 節 子

危機管理監 中 田 道 徳

企画政策監 西 啓 介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局課長代理 増 田 明

○会 期

平成27年5月12日から13日（2日）

○会議録署名議員

1番 坂 原 正 勝 2番 辻 下 正 純

---

#### 議事日程

臨時議長の紹介

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 日程1           | 仮議席の指定          |
| 日程2 選挙第1号     | 議長の選挙           |
| 日程3           | 議席の指定           |
| 日程4           | 会議録署名議員の指名      |
| 日程5           | 会期の決定           |
| 日程6 選挙第2号     | 副議長の選挙          |
| 日程7 議員提出議案第2号 | 特別委員会の設置の件      |
| 日程8 選任第1号     | 常任委員会委員の選任      |
| 日程9 選任第2号     | 議会運営委員会委員の選任    |
| 日程10 選任第3号    | 特別委員会委員の選任      |
| 日程11 推せん第1号   | 農業委員会議会選出委員の推せん |

|      |        |                           |
|------|--------|---------------------------|
| 日程12 | 選挙第3号  | 泉州南消防組合議会議員の選挙            |
| 日程13 | 議案第41号 | 専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正） |
| 日程14 | 議案第42号 | 監査委員の選任について同意を求める件        |
| 日程15 |        | 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について    |
| 日程16 |        | 厚生委員会の閉会中の所管事務調査について      |
| 日程17 |        | 事業委員会の閉会中の所管事務調査について      |
| 日程18 |        | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について    |

(午前10時00分 開会)

○岸本事務局長 皆さん、おはようございます。議会事務局長の岸本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で、年長の和田勝弘議員に臨時議長の職務をお願いいたします。

(和田勝弘臨時議長 議長席に着席)

○和田勝弘臨時議長 おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました和田でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

ただいまから、平成27年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、10時2分であります。

本日の出席議員は12名であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。  
田代町長。

○田代町長 皆様おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、5月臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、議員の皆様におかれましては、さきの岬町議会議員選挙におきましてご当選されましたことをここに改めてお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

こうして皆様をこの議場にお迎えできましたことは町政の発展のため、まことに喜ばしい限りでございます。行政を代表し、今後のご活躍を心からご期待申し上げます。

さて、先日までのゴールデンウィークの期間中、晴天にも恵まれ、みさき公園を初めとする町内のレジャー施設には約10万人を超える多くの観光客の方々が訪れました。

また、あたご山ではつつじ祭りが開催されたり、淡輪ヨットハーバーでは関空一周ヨットレースが開催されるなど、多くのイベントも開催され、私も参加してまいりました。

このように、本町には多くの方々を引きつける魅力的な観光資源が数多くございます。さらに、本町では町制施行60周年の記念すべき年がスタートいたしました。このような状況を踏まえ、

交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組むとともに、先人の方々が残された貴重な財産である美しい海辺や里山などの豊かな自然、そして、淡路や四国、和歌山に通じる太平洋新国土軸の中心地にあることなど本町の魅力を各種イベントを行いながら発信してまいりたいと考えております。

さて、本臨時議会には、専決処分の承認を求める件及び監査委員の選任について同意を求める件の2件を上程しておりますので、何とぞよろしくご審議をお願い申し上げまして開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○和田勝弘臨時議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

○和田勝弘臨時議長 これより、本日の会議を開きます。

日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程2の議長の選挙に入る前に暫時休憩したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、議員懇談会を10時10分から第2委員会室で開催します。

理事者については、古谷総務部長の出席をお願いします。

暫時休憩をします。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○和田勝弘臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○和田勝弘臨時議長 日程2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○和田勝弘臨時議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番坂原正勝君、2番辻下正純君、5番道工晴久君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○和田勝弘臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○和田勝弘臨時議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○和田勝弘臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

坂原正勝君、辻下正純君、道工晴久君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○和田勝弘臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票中、道工晴久君8票、出口 実君4票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、道工晴久君が議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○和田勝弘臨時議長 ただいま議長に当選されました道工晴久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は、議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとして挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

道工晴久議長、議席にお着き願います。

(道工晴久議長 議長席に着席)

○道工晴久議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

---

○道工晴久議長 日程3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は、ただいま着席のとおり指定します。

---

○道工晴久議長 日程4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、指名させていただきます。

1番坂原正勝君、2番辻下正純君、以上の2名の方をお願いをいたします。

---

○道工晴久議長 日程5、会期の決定を議題とします。



お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月12日から13日までの2日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月12日から13日までの2日間に決定しました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○道工晴久議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番和田勝弘君、6番松尾 匡君、7番反保多喜男君を指名いたします。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○道工晴久議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○道工晴久議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票をお願いします。

(投票)

○道工晴久議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

3番和田勝弘君、6番松尾 匡君、7番反保多喜男君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○道工晴久議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、有効投票11票、無効投票1票、白票でございます。

有効投票中、小川日出夫君7票、竹原伸晃君4票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、小川日出夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○道工晴久議長 ただいま副議長に当選されました小川日出夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

本来なら、副議長に当選されました小川日出夫君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承お願いいたします。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、議員懇談会を11時10分から第2委員会室で開催します。

理事者については、古谷総務部長の出席をお願いします。

(午前11時06分 休憩)

(午後 4時06分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程7、議員提出議案第2号、特別委員会の設置の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会議員、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、特別委員会の設置の件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。

敬称は、略させていただきます。

提出者、岬町議会議員 小川日出夫

賛成者、岬町議会議員 辻下正純、反保多喜男、和田勝弘、坂原正勝、奥野 学、中原 晶  
以上であります。

提案理由は、岬町議会委員会条例第5条の規定により、本町議会に次のとおり特別委員会を設置することについて、議会の議決を求めるものであります。

まず、委員会の名称、空港対策・企業誘致委員会。

設置目的は、企業誘致、環境対策、跡地利用に関する事件について審査を行う。

設置期間は、目的が達成されるまで。

委員定数は、8人。

次に、委員会の名称、第二阪和国道建設促進委員会。

設置目的は、第二阪和国道建設促進に関する事件について審査を行う。

設置期間は、目的が達成されるまで。

委員定数は、8人。

次に、委員会の名称、行財政改革委員会。

設置目的は、新たな岬町行財政改革計画の策定に関し、必要な調査及び研究を行う。

設置期間は、目的が達成されるまで。

委員定数は、12人。

次に、委員会の名称、深日港活性化委員会。

設置目的は、深日港の活性化に関し、必要な調査及び研究を行う。

設置期間は、目的が達成するまで。

委員定数は、8人。

以上、四つの特別委員会であります。

なお、いずれも閉会中においても審査ができるものとしております。

以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 特別委員会の設置について、今、小川議員から提案理由を述べていただいたんですけども、この特別委員会は、見せていただいたら8名、8名、12名、8名となってるんですが、深日港活性化委員会は12名のはずでしたんですけども、8名に改める提案ですけども、ただ、行財政改革特別委員会等については12名、なぜ12名で委員会を運営するのか。この中身等が私にはわかりませんので、やはり、本来なら特別委員会というのは必要が生じた場合は設置して、必要がなくなったら改廃するというのが本来の特別委員会でございます。

ということで、12名はだめだと言ってないんです。12名でやるのも一つの方法です。しかしながら、他の委員会、深日港についても、これ一番大事な問題の特別委員会でございます。これが12名から8名に定数を削減したという流れについて、行革のみだけ、なぜ12名で定数を継続していくのか、この部分についてまず提案された方にちょっとお聞きしたいです。

○道工晴久議長 提案者、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 田島議員の質問にお答えいたします。

深日港活性化も第二阪和国道も企業誘致も大変重要な委員会でございます。ただ、行財政改革についてはもとより行政の提案も多い、まして、行政改革及び財政改革については、住民、行政、我々議員全員を巻き込んで一人でも多くの議員に意見を述べていただき、これ以上のない運営をしたいと思い、このように提案させていただきました。

以上です。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 全員でやるのが本来の筋でございますけども、やはり必要性が生じた特別委員会を設置しましたんですから、やはり、少数で精鋭的にいろんな調査研究をせないかんということから8名に絞っておるわけですね。

行革のみだけ、なぜ12名でやらないかんのか、この問題が私ちょっと疑義を感じて今、賛成者のところの署名はしてないわけですね。

ただ、これをお聞きして、何で12名にせざるを得ないのかということがまだ私には見えてきませんのでお尋ねしたんですけれども、やはり、これは議会が設置して、そして、その委員会運営をして目的が達成したらということ、こういう筋合いのものであって、何も行政改革を策定して、そんな部分については二極性を持っていますので、やはり従来のように行革委員会で説明を受けて、それに対して質問するというような委員会では、やはり大勢でやれば、質問する方が限られてくると。そして、大勢でしたら誰か質問するやろうという、そういう危惧も生まれてきますので、やはり少数で精鋭的に質問して委員会として諮るべきと、私の個人的な考えを持ってます。何も12名、だめとは言ってません。楽するために反対してるんじゃないんですよ。

ということで、今、提案者からご答弁いただいたので、そのご答弁について、また採決についてはそれを判断材料として決定したいと思います。

○道工晴久議長 ほかにございせんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 提案者に質問させていただきます。

過日、先週の全員協議会でも私はちょっと指摘させていただいたんですけども、空港対策・企業誘致委員会ということで、私の記憶するところ、4年前からこういう名前で特別委員会をしているのかな。その内容について、やはり、空港対策というのと企業誘致というのが全く別のものであるのではないかということで、空港対策、騒音の話は厚生委員会で練って、企業誘致委員会に関しましては、第二阪和国道建設促進特別委員会で練ったらどうかという考えを持っておったんですけども、それに関して明解に回答をいただきたいなど、特別委員会の内容が、特別委員会自体の開催が少ないだけに分けたらどうかということをお聞きさせていただこうと思います。

以上です。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 竹原議員のご質問にお答えいたします。

元来、空港対策と企業誘致委員会は過去には別々のものでした。ちょっと記憶が曖昧なのです

が、昨年でしたか、今年でしたか、まことに記憶が曖昧で申しわけないんですが、空港対策については無論、騒音問題、企業誘致については企業誘致が終われば、そして第二阪和国道の仮置き部分がもし終わってしまえば、第二阪和国道も数年後には完成いたします。案件も少ない上から、空港対策と企業誘致を一緒にしたらどうかという議員の意見を踏まえて二つ一緒にして空港対策・企業誘致委員会に設定したように記憶しております。

以上です。

○道工晴久議長 竹原議員、よろしいですか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 そしたら、今の答弁でしたら、4年前の意思をそのまま継いで、案件が少ないもの同士二つを一緒にして特別委員会として審議するという回答でよろしいのでしょうか。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 誤解を招いたかもしれません。

案件が少ないから一緒にしたのは、私はないと解釈しております。空港対策についても企業誘致についても、連携する案件は多数あるかと思い、企業誘致と空港対策を合致して、そのように委員会の名称をつけたように記憶しております。

○道工晴久議長 ほかにございませんか。

出口議員。

○出口 実議員 先ほど提案者の小川議員から、4特別委員会とも重要な委員会であるという説明を受けました。そういう中で、行財政改革委員会は12名という形で今の内容は理解いたしました。

ただ、深日港活性化委員会でございます。これは、昨年度まで13名のメンバーで取り組んできております。そういう中で、実はこれから深日港洲本間を試験運航していく中で、もっともと洲本市と岬町がより以上の協議をする中で、なぜ、この定数が13名から8名に減ったのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 出口議員の質問に回答したいと思います。

まず最初に、行財政改革委員会はなぜ12名か。先ほども答弁させていただいたように、行財政改革については、住民及び行政、我々議員全てを巻き込んで改革をする上で12名が必要かと。

深日港対策委員会は13名からなぜ8名になったか。それは、委員会の中で四つ委員会あります。1人、全てに入ってもらえば、例えば常任委員会でも特別委員会でも全て入ってもらえば、

それで問題が解決できるのだと、そういうことじゃないだろうと。

常任委員会も三つある、二つ入っていただく。特別委員会も行財政改革を除いて三つあるうち二つ入っていただく。そういうことによって、ちょうど12人という議員の中で空港対策なり、第二阪和国道なり、深日港なり、満遍なく勉強していただいて意見を述べていただける、そういう意向で13名から8人にした次第でございます。

○道工晴久議長 出口議員。

○出口 実議員 今の小川議員の説明で、ちょっと理解しにくい部分がございます。

行財政改革委員会のほうはよく理解はできます。ただ、行財政改革にかかわらず、より以上に、私、先ほども言いましたけども、深日港特別委員会はこれから先、13名から12名になりまして、より以上に力を入れて住民の方々が十分に希望されてる、当てにされてる委員会でございますので、これはぜひとも12名で取り組んでいく委員会ではないかと考えております。

その回答をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 13名から8名に人数は減りました。今、出口議員が言うように、8名でより一層勉強をして意見を取り交わしていきたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 よろしいですか。

出口議員。

○出口 実議員 ちょっと私は理解に苦しみますね。

というのは、行財政委員会は12名であって、これから先、19トンの試験運航する中で、この19トンがジェノバという船舶でございますけども、これに取り組んでいく中で、実際に、深日港から洲本まで、この19トンで、そういうような形の船で試験運航ができるかということに関しまして、非常に問題があると思います。

と同時に、だから、そういう中で、もっともっというろんな意見を含めて検討していかないと、やはり少数の人数だったら意見も多少しか出てまいりません。だから、できれば、やはり12名のほうがより一層の活性化ができるのではないかと考えます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 貴重な意見ありがとうございます。

ちょっとこれも日数的にはまことに曖昧ではございますが、当時、昨年だったと思います。改選後に健寿会代表の竹原議員から13名から8名にしてはどうかという意見があったと思うんですけど、なかったですか。

もし、記憶が曖昧で違っていればまことに申しわけない。

それと、ほかの議員も、今回の提案する上でも8名がいいのではないかと、こういう意見も多数ありました。その意見を私は踏まえまして、提出者として8名にさせていただきました。

それともう一つ、13名から8名になりましたが、我はと選んでいただいた深日港活性化委員会について、8名の方にはより一層汗をかいていただき、一生懸命働いていただきたいと思います。

以上です。

○道工晴久議長 ほかに質疑ございませんか。

○田島乾正議員 今、質問者と答弁者の中で、委員会の定数の数について、明確なあれがされてない。どっちが正しいかということだね。

一度、記録があれば、もう一度確認して聞きたいんですけどね。13名から8名の提案があったのかな。

○道工晴久議長 勝手勝手にしゃべられては困りますので、暫時休憩しましょうか。

○田島乾正議員 確認だけしてよ。

○道工晴久議長 確認だけしますから、暫時休憩します。

(午後 4時26分 休憩)

(午後 4時30分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質疑の中で、答弁者と質問者との意見の食い違いというものにつきましては、そんなに中身的にはございません。

少しあやふやなところもあるということの中での了解の上で発言をしておりますので、双方それぞれでご了解いただいたということで、このままこの話は終わらせていただきます。ご了解ください。

以上です。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。



(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号、特別委員会の設置の件を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 お諮りします。

日程8、選任第1号、常任委員会委員の選任から、日程9、選任第2号、議会運営委員会委員の選任、日程10、選任第3号、特別委員会委員の選任までの3件を一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程8、日程9、日程10の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

---

○道工晴久議長 日程11、推せん第1号、農業委員会議会選出委員の推せんを議題とします。

農業委員会議会選出委員の指名については、私から指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、和田勝弘君の退場を求めます。

(和田勝弘議員 退場)

○道工晴久議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会議会選出委員に和田勝弘君を推せんしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会議会選出委員に和田勝弘君を推せんすることに決定しました。

和田勝弘君の入場を求めます。

(和田勝弘農業委員 入場)

○道工晴久議長 ただいま、和田勝弘君が農業委員会議会選出委員に推せんすることに決定いたしましたので、報告します。

---

○道工晴久議長 日程12、選挙第3号、泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推せんすることに決定いたしました。

指名については、私から指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の中原 晶君、議長の私、道工晴久を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、中原 晶君と私、道工晴久を当選者と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中原 晶君と道工晴久が、泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、中原 晶君、よろしく願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程13、議案第41号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程13、議案第41号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由につきましては、議案書の裏面をご参照ください。

地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入、二輪車等の税率引き上げの延期、固定資産税におけるわがまち特例の導入、たばこ税における旧3級品の税率等の見直し、個人住民税における住宅ローン減税の対象期間の延長、ふるさと納税の拡充

等のほか関係法令の改正に伴う見直しを盛り込んだものでございます。

なお、条例内容につきましては、議案書新旧対照とあわせて送付しております岬町条例等の一部を改正する条例の概要について、これを用いて説明させていただきます。

また、説明に当たりましては、税目や主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正及び改正条文の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部改正の主な改正内容の1、本則をごらんください。

これは、税条例の本則部分の改正です。

まず、町府民税関係の第23条では、地方税法における外国人法人の恒久的施設が定義されたことに伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

第31条は、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について見直しを行うことに伴い、以下の措置を講じるものでございます。

法人住民税均等割の課税標準となる資本金等の額については、資本金または資本準備金を取り崩して、計上したその資本剰余金を損失の補填に充てる場合はその額を控除し、利益剰余金または利益準備金が資本金に振りかえられた場合につきましては、加算する措置を講じるとともに、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額が下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講じるものでございます。

第33条は、個人住民税所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとするもので、所得税法では一定の高額資産家に対して出国時に未実現の債権や株式などの資産の上昇によるキャピタルゲイン（含み益）に対して特例的に課税する改正が今回行われております。

しかし、個人住民税では、翌年1月1日に市町村に住所を有する者に課税される税でありまして、年度途中での出国した者について当該年度中に実現したキャピタルゲインに係る個人住民税については所得税と同様の措置を講じることが困難であることから、これに係る所得税の特例条件の規定によらないとするものでございます。

第36条の3の3は、所得税法の改正に伴う公的年金の支給者の支払者に対する申告書の電磁的記録の提出の項移動によるもので、内容に変更はございません。

第48条並びに第50条は、法人税法の改正に伴い連結子法人、連結親法人の定義条文の5の移動によるものでございます。内容については変更ございません。

第51条第2項は、町民税の減免の申告期限について、各市町村の実情に応じて改正できるようになったことに伴いまして、納期限7日前を納期限までに変更するものでございます。

続きまして、固定資産税関係です。第57条、第59条は地方税法の非課税範囲の改正に伴う号移動に伴うものでございます。

第71条第2項、第139条の3第2項は固定資産税及び特別土地保有税の減免の申請期限について各市町村の実情に応じて改正できるようになったことに伴いまして、納期限7日前を納期限までに改正するものでございます。

2ページをごらんください。軽自動車税関係です。

第89条第2項、第90条第2項の軽自動車及び身体障がい者に対する軽自動車の減免の申告期限について、納期限7日前を納期限までに改正するものでございます。

続きまして、番号法関係についてですが、ここにまとめております第2条から第139条の3第2項第1号までにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度番号法）が施行されることに伴いまして、それにかかわる条文について個人番号や法人番号等の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、2、附則についてです。これは、税条例の附則部分にかかる改正でございます。

まず、附則第4条の改正につきましては、法人税法の改正による外国人法人の申告、納付、還付に関する条移動にかかるもので、内容に変更はございません。

附則第7条の3の2では、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長の改正を行うもので、現在、平成29年末までの住宅ローン減税措置の対象となっているものを消費税10%の引き上げ時期が変更されたことに伴いまして、住宅ローン減税についても同様に、対象期間を平成31年6月31日まで変更するものでございます。

附則第9条及び第9条の2では、ふるさと納税の申告特例について改正を行っております。これは、平成27年4月1日以降に支出する地方団体に対する寄附金については、所得割の納税義務者が当該寄附金にかかる寄附金税額控除の適用を受けるに当たり、個人の市町村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとするものでございます。

内容といたしましては、地方団体に対する寄附を行う者が当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対して賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金の税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができること。この申告特例通知書の求めを受けた地方団体は当該寄附を行った者の賦課期日現在における住所所在地の市町村に対して

申告特例通知書を送付すること。申告特例通知書の送付があった場合は、地方団体に対する寄附金にかかる寄附金税額控除に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を個人の市町村民税から税額控除するというところでワンストップになるということの改正でございます。

また、個人の市町村民税に関する申告の提出を行った者、または五つを超える地方公共団体の長に対して申告特例通知書の求めを行った者については適用の対象外とするものでございます。

また、平成28年以降に各年度分の個人の市町村民税から控除する特例控除額について、市町村民税の所得割の額の1割から2割に相当する金額を限度額とする改正が行われております。

3ページをごらんください。

附則第10条の2では、わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するものです。地域の実情に応じた施策を展開するというわがまち特例の導入趣旨を踏まえ、税制上の特例措置について、その拡大がなされたもので、内容としましては、同条第6号では、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に5分の3を乗じて得た額とした上で、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長するというものでございます。

同条第7条及び第8条では、津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定にかかる協定避難施設の用に供する家屋のうち、協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とした上で、その管理協定の締結期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

第12項では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向け住宅で、ある一定の貸家住宅に係る固定資産税の減税措置について、税額を最初の5年度間は3分の2を減額することとした上で、その対象資産の新築期限を平成29年3月31日まで延長するというものでございます。

附則第10条の3は、番号法が施行されたことに伴いまして、個人番号、法人番号等の規定の改正を行うものでございます。

附則第11条から附則第13条までは、固定資産税の土地の評価替えにあわせて税負担の激変緩和を行うための現行の負担調整措置の仕組みを平成27年度から平成29年度まで3年間延長するというものでございます。

附則第15条は、特別土地保有税についても課税標準となるべき価格の特例として負担調整措置の仕組みが平成27年度から平成29年度までの3年間延長するというものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例として一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例軽課の規定を設けるものでございます。

軽自動車税におきましては、昨年、グリーン化の観点から、三輪以上の軽自動車について経年車重課が導入されたところですが、今年度はさらなるグリーン化を推進するために、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例軽課を導入するもので、適用期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪車等の軽自動車で、軽課は平成28年度のみとなっております。

対象及び軽課割合につきましては4ページの表のとおりとなっております。

附則第16条の2は、旧3級品に係る市町村たばこ税の税率の特例を廃止するものでございます。旧3級品の紙巻たばこにつきましては、市町村たばこ税創設以来、一般品の紙巻たばこの税率よりも低い特例税率が適用されてきましたが、今回、この特例税率を段階的に廃止するというものでございます。

なお、旧3級品の紙巻たばこの愛好者、国内たばこ事業者等への影響も踏まえ、平成28年4月1日から平成31年4月1日まで、表に示す4段階の税率の引き上げを行います。

続きまして、5ページの岬町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の主な改正内容をごらんください。

ここからは、平成26年度岬町条例第14号の岬町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

1、一部改正条例の本則では、平成26年改正条例の本則の第1条の附則第16条として、軽自動車税のグリーン化を進める観点から重課が定められていましたが、今回の改正条例の附則第16条に、新たに軽課というものが設けられましたことから、平成26年度改正の条例の重課との整合を図るために改正を行うという内容となっております。

次に、2、一部改正条例の附則では、平成26年改正条例の附則の第1条及び第4条において、平成27年4月1日より軽自動車税において新たに課税標準が適用されることとなっておりましたが、このうち、原付自動車、二輪車及び小型特殊自動車に係る新税率の施行日を見直し、その適用開始時期を1年延長し、平成28年度以降に軽自動車税について適用するというものでございます。

平成26年度税改正の附則第6条は、軽自動車税のグリーン化特例軽課が附則第16条に新設

されたことに伴いまして、語句の修正を行うものでございます。

以上、専決処分いたしました岬町税条例等の一部を改正する条例の内容につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

審議の途中でございますが、間もなく5時でございます。若干の時間延長をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご説明をいただいた中で、確認も含めてお聞きをしたいと思っております。

まず1点目は、とても簡単なことなんですけれども、今、用意していただいた概要をもとにご説明いただきましたので、お聞きしたい該当箇所、ページについても明確にしながらお聞きをしたいと思っております。

概要版の2ページの中で、下のほうに2番附則というのがございまして、その二つ目、附則第7条の3の2のところちょっと確認をしたいと思っております。

先ほどの説明の中で、うまく聞き取れなかった部分ですので、単純な質問ですけれども、期間の延長について、6月31日というようにおっしゃったのかなと聞こえてまして、6月には31日はございませんので、6月30日という理解でいいかどうか。きちんと正確に理解をしたいということが1点目。これは単純な確認でございます。

それから、二つ目お聞きしたいのは、同じ2ページから3ページにかけての部分でありまして、これは運用上のことでお聞きをしたいことでもあります。

ふるさと納税の申告特例ということで、これはふるさと納税にご協力いただく方にとってメリットとなる内容でありますので、このことは広く周知しながら運用されていくのであらうと思っておりますが、5カ所以上の団体に寄附をされた場合に、この特例が対象外になるということでありましたけれども、実際の運用についてもう少し詳しくお尋ねをしたいと思うんです。

例えばですけれども、7カ所の団体に寄附をしましたということになったら、7カ所とも対象外になってしまうのか。それとも、5カ所については対象になるけれど、残る2カ所は対象外ということになるのか。ちょっと、実際の運用上、どんなふうになるのかなということをお聞きし



ておきたいと思います。

それから、最後もう1点ですけれども、3ページの附則第10条の2にかかわってお尋ねをしたいと思います。

アスタリスクマークの三つ目のところにかかわってお聞きをします。

津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定云々ということが設けられておりまして、これはご協力をいただける家屋、具体的には実際にはマンションだとか、そういうことになるのかなと思うんですけれども、そういうところがあった場合に、固定資産税の課税において特例が設けられるという内容でありまして、これは非常に有用なものだと思うんですね。

私が今からお聞きすることは、危機管理監にかかわることかも知れませんが、こういったことについては、ぜひ広く周知もしながら協力いただけるところを募集していくというか、そういうことが必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

それで、これ専決もう既にされているということなんですけれども、この仕組みを生かして今後、民間の団体等について、こういうメリットがありますからぜひ協力をいただきたいというような働きかけをされていくお考えがあるのかとか、今後、この仕組みを使って避難に役立つようなことになっていけばいいなと思ってるんですけれども、そういったあたりの計画をお尋ねしたいなと思います。

私がお聞きしたいのは3点であります。

○道工晴久議長 それでは、財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 まず1点目の、住宅ローン減税につきましては、6月31日と申し上げましたのは間違いでございまして、6月30日というものでございます。失礼いたしました。

それと、もう一ついただいておりますふるさと納税の件でございすけれども、ふるさと納税で5カ所以上ということについては対象外となるということですが、対象外という意味につきましては、このワンストップ制度の対象外となるということです。7カ所になった場合、確定申告をしていただくことによって、当然、控除は受けられるということでご理解願いたいと思います。

要は、法律上、こういうように5カ所以上あった場合はこの制度の対象外というように定められておりますので、それをそういうように規定しているということでご理解願いたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、中田道德君。

○中田危機管理監 確かに避難所ございますが、本町では民間は1件ございまして、栗本鉄工さんの保養所が淡輪地区にございます。そちらと現在、締結をしております。今後、この条例が制

定いたしますと、当然その特例措置が適用されるということになってまいります。

今後、民間企業さんともこういう制度が利用できるよう周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

○道工晴久議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、どうぞ。

○中原 晶議員 先ほど質問もさせていただいて、それに対して積極的なお答えもいただいたところであります。

質問はあえてしなかった事柄についてこの場で改めて申し上げて、わざわざ専決処分の承認について同意をしないという立場はとらないということを申し上げておきたいと思っております。

本件につきましては、番号法、いわゆるマイナンバー制度にかかわる条例の一部改定が含まれておりまして、マイナンバーの導入についてはその問題点を既に3月の議会で指摘したところであります。

ですので、この場で改めて問題点を繰り返すということはいたしません、現時点で実施前から既にマイナンバー制度のさらなる利用の拡大について国会で提案されるなど、被害の拡大が懸念される動きがありますので、このマイナンバー制度の導入、また、その具体化を岬町が行うということについては承服しがたいと考えている立場に変わりはないことは改めて申し上げておきたいと思っております。

しかしながら、マイナンバー制度については国政上で既に決められてしまったことで、岬町単独での判断や努力には限界があるということもあり得ますから、今回はあえて同意をしないとい

う立場はとらないということを申し上げておきたいと思います。

加えて申し上げたいのは、本来であれば専決処分という形ではなく、十分に議会の審査を経た上での議決が望ましいということは言うまでもありませんが、時期の問題からも時間的な余裕がないという状況でありまして、また、施行日を考えても専決処分せざるを得ない状況をつくったのは国にあると考えるものでありまして、その点については腹立ちを覚えるところではございません。

今後、岬町においてはでき得る限り十分な審査時間を保障していただくように、町としても努力をしていただきたいということも改めて求めて同意をしたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君の討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程14、議案第42号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、反保多喜男君の退席を求めます。

(反保多喜男議員 退席)

○道工晴久議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程14、議案第42号、監査委員の選任について同意を求める件、提案理由を申し上げます。

議会議員から選任の竹内邦博氏が任期満了により監査委員を退任されましたので、反保多喜男氏を監査委員に選任したく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に

より、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第42号、監査委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第42号はこれに同意することに決定しました。

反保多喜男君の入場を求めます。

(反保多喜男監査委員 入場)

○道工晴久議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告いたします。

---

○道工晴久議長 お諮りします。

日程15、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査についてから、日程16、厚生委員会の閉会中の所管事務調査について、日程17、事業委員会の閉会中の所管事務調査について、日程18、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてまでの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程15から日程18までの4件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

3常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして私のほうからご挨拶を申し上げたいと思います。降壇をお許し願いたいと思います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇のほうへお集まりください。

(議長 降壇)

○道工晴久議長 それでは、代表しましてご挨拶いたします。

本議会で我々メンバーを選任頂きました。ありがとうございます。岬町議会のために精いっぱい務めてまいる所存でございます。

これから、岬町はいろいろな問題について十分取り組んでいかなければなりません。どうぞ各議員さんの皆さん方もご協力いただく中で建設的なご意見を十分賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

(拍手)

○道工晴久議長 以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 5時10分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年5月12日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

臨 時 議 長 和 田 勝 弘

議 員 坂 原 正 勝

議 員 辻 下 正 純